平成２６年（フ）第２３０２号
東京都町田市本町田2379　公社住宅ホ２―104
債務者　岩品富士夫
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６号
静岡市葵区春日町31番地
債務者　深澤ふく江
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
静岡市葵区俵沢129番地の５
債務者　山本　千穂
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９号
沖縄県沖縄市池原１丁目14番10号
債務者　町田　律子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７号
栃木県栃木市平柳町２丁目８番20号　レジデンスＮ・Ｄ102号、従前の住所東京都足立区綾瀬１丁目16番10―705号
債務者　小松　邦紀
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第６２号
静岡県浜松市中区佐鳴台６丁目５番１号　オーガスタＡ102
債務者　小坂田國雄
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の660　サンライト301
債務者　甲賀　久美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
長崎県佐世保市小佐々町楠泊1967番地31
債務者　丸田　智美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
長崎県佐世保市針尾東町2395番地11
債務者　山下　　譲
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２２５３号
東京都豊島区東池袋１丁目35―９―402
債務者　寺本　弥生
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７号
静岡市駿河区高松１丁目１番３―103号
債務者　稲塚　善浩
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前11時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
長崎県佐世保市大宮町４番12号
債務者　松尾　利一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
長崎県佐世保市日野町773番地17
債務者　須加崎　学
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３号
北海道河東郡音更町木野大通西11丁目１番地５　グレースタウンＡ―205
債務者　小泉　勝美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
北海道帯広市西18条南４丁目25番20号
債務者　塩田　真弓
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係